

○うるま市健康福祉センター利用料金減免要綱

令和6年3月29日

告示第80号

(趣旨)

第1条 この告示は、うるま市健康福祉センター条例施行規則（平成20年うるま市規則第49号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、うるま市健康福祉センターの利用料金の減免に関し、必要な事項を定める。

(市長の承認の基準等)

第2条 規則第12条第1項第8号に定める市長の承認は、市内の公共的団体（個人サークル等の団体を除く。）が公益を目的とする事業に利用する場合に行うものとし、利用料金の2分の1を減免するものとする。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。